

論文式試験問題集 [倒 産 法]

[倒産法]

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例】

A社は、高級婦人服を中心とし、学生服の販売も手掛けている総合衣料品店を経営している、資本金1000万円の株式会社である。A社は、衣料品の販売不振や販売商品の多角化による事業拡大の失敗により、総額2億円の負債を抱えて債務超過に陥り、令和5年3月1日、再生手続開始の申立てをした。裁判所は、同日、監督命令を発令し、同月8日、A社について再生手続開始の決定をした。なお、監督命令と同時に発令された弁済禁止の保全処分において、10万円以下の債務は弁済禁止の対象外とされた。

A社の株主は2名で、株主構成としては、B（A社の代表取締役）が60株を、Bの父であるCが40株を保有している。

A社の再生手続開始の決定時の債権者は、金融機関が計3社、衣料品の製造委託先10社や販売商品の仕入先20社を含む商取引先が計50社、A社の店舗で使用することができるクーポン券の保有者が300名である。

【設問1】

以下の小問(1)から(3)までに答えなさい（各小問は独立した問題である。）。

(1) 販売商品の仕入先20社は、A社にとって、いずれも他の仕入先を見付けることも可能な取引先であり、取引継続の必要性の高い取引先ではない。仕入先20社は、再生手続開始の決定後である令和5年3月13日から同月15日までの間にかけて、同年2月末日までに納品した商品についての未払売買代金を約定どおりに支払ってほしいとA社に伝えてきている。

A社は、仕入先20社に対し、未払売買代金を約定どおりに支払うことができるか、説明しなさい。

(2) クーポン券は、令和5年2月末日までに、A社の店舗で学生服を購入した者に対し、購入金額に応じて配布されたもので、額面が1000円であり、A社の店舗において、購入した学生服の仕立て直しや校章入りワイシャツの購入などをする際に、金券として使用することができる。クーポン券を最も多く保有する者は、1人で10枚（額面合計1万円）を保有している。クーポン券の保有者300名が有するクーポン券の額面総額は、合計100万円である。A社は、再生手続開始の決定後の同年3月13日、A社を学生服の指定販売店とする複数の学校から、保護者から学校に問合せが相次いでいるので、直ちに対応してもらいたいとの連絡を受けた。学校からの連絡によれば、保護者は、学生服の仕立て直しや校章入りワイシャツの購入などをする際のクーポン券の使用に支障が出るのかについて不安があるようであり、クーポン券を使用することができない場合には、店舗での混乱も予想される状況であった。

A社として、再生手続開始の決定後、店舗での混乱を回避し、再生手続を円滑に進めるために、保護者の要望に応じてクーポン券を使用させることができるか、クーポン券の保有者の権利が再生手続においてどのように取り扱われるかを述べた上で論じなさい。

(3) 製造委託先10社のうち高級服の製造を委託しているD社、E社及びF社（以下「D社ら」という。）は、その縫製技術の高さから、早期に代替先を確保することが難しい委託先であり、A社販売の高級服を愛用する顧客層を維持するためにも不可欠な取引先である。再生手続開始の決定後の令和5年3月9日にA社がD社らに連絡を取ったところ、D社らは、A社に対し、いずれもA社との取引継続に理解を示したが、同年2月末日までに納品した高級服についての未払委託料が約定期限である同年3月31日までに支払われなければ、新たな取引はしないと伝えた。D

社、E社及びF社に対する未払委託料は、それぞれ60万円、70万円、80万円である。A社としては、事業価値の劣化を回避するためにも、D社らについて、その要望に応じて、未払委託料を約定期限までに支払って今後も取引を続けたいと考えている。

A社として、D社らに対する未払委託料を約定期限までに支払うことができるか、論じなさい。

[設問2]

Bは、A社の事業に関心を示してきた高級紳士服店を経営するG社に事業の全部の譲渡を行い、その譲渡代金により、債権者に一括して弁済したいと考えている。そこで、Bは、再生計画により事業譲渡を行うことも検討したが、その間の事業価値の劣化により、譲渡代金の低下やそれに伴う弁済率の低下も予想されたことから、早期に再生計画によらずにG社への事業譲渡を行いたいと考えている。これに対し、A社の創業者であるCは、事業規模縮小による自主再建を目指したいと考えており、事業譲渡を行うというBの方針に反対の意向を示している。Bが想定するG社への事業譲渡の対価は、公認会計士作成の資料によれば適正な価格である。

A社として、再生計画によらずに事業譲渡を迅速に行うために、民事再生法上、どのような方策を探ることができるか、その場合の裁判所における手続についても触れつつ論じなさい。

論文式試験問題集 [租 稅 法]

[租 税 法]

A社は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度とする株式会社である。A社は、平成20年6月1日、甲土地をその時点における時価である1000万円の対価により取得した。

A社は、平成29年頃から、甲土地の売却先を探していたが、適当な相手が見付からず、結局、平成30年6月1日、A社の取締役の一人であるBとの間で甲土地を2000万円で売却する旨の売買契約を締結した。同日、BがA社に売買代金を支払うとともに、A社はBに対して甲土地を引き渡し、所有権移転登記を了した（以下、この取引を「本件売買」という。）。A社は、本件売買時における甲土地の時価が2000万円であるという前提で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間の事業年度（以下「平成31年3月期」という。）に係る法人税の申告・納付をした。

Bは、令和2年4月1日、その子であるCに、甲土地を贈与した。ただし、この贈与には、BのD銀行に対する2500万円の金銭支払債務をCが引き受ける旨の負担が付いていた（以下、この贈与を「本件贈与」という。）。同日、甲土地はBからCに引き渡され、所有権移転登記を了した。なお、本件贈与時における甲土地の時価は、5500万円である。

所轄税務署長Yは、令和2年6月1日、本件売買時における甲土地の時価は3000万円であり、売買代金との差額である1000万円はA社からBに対する役員給与に当たるとして、A社に対して平成31年3月期の法人税の更正処分等をした（以下「本件処分等」という。）。A社は、これに対して、適法な不服申立てを経て訴訟を提起しており、本件売買時における甲土地の時価は2000万円であることを主張している。

Cは、令和4年4月1日、不動産業者に、甲土地を6000万円の対価により譲渡した。

〔設問〕

1 本件売買に関して次の問い合わせに答えなさい。

- (1) 本件売買についてYの認定に従うならば、平成31年3月期において、本件売買によりA社に生じる益金及び損金の額はどうなるか。
- (2) Yが令和2年6月1日に行った「本件処分等」には、平成31年3月期の法人税の更正処分の他に、どのような行政処分が含まれる可能性があるか。ただし、地方法人税及び復興特別所得税は考慮しなくてよい。

2 本件贈与に関して次の問い合わせに答えなさい。

- (1) 本件贈与は、所得税法第60条第1項第1号に規定される「贈与」に当たるか。
- (2) 本件売買時における甲土地の時価が2000万円であることを前提として、本件贈与によって生じるBの所得税の課税関係、及び本件贈与により甲土地を取得したCにとっての甲土地の取得費について説明しなさい。なお、甲土地に関しては、問題文中に記された以外の取得費又は譲渡費用はないものとする。
- (3) 本件売買についてのYの認定を前提として、本件贈与によって生じるBの所得税の課税関係、及び本件贈与により甲土地を取得したCにとっての甲土地の取得費について説明しなさい。なお、甲土地に関しては、問題文中に記された以外の取得費又は譲渡費用はないものとする。

（参照条文） 所得税法施行令

（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

第169条 法第59条第1項第2号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする。

論文式試験問題集 [経済法]

[経済法]

甲製品は特有の機能を有する事務機器であり、甲製品に代替できる製品はない。我が国における甲製品のメーカーとして、A社、B社、C社、D社及びE社の5社（以下「5社」という。）があり、令和4年における各社のシェア（甲製品の国内における総販売額に占める各社の販売額の割合）は、それぞれ、30パーセント、25パーセント、20パーセント、15パーセント、10パーセントとなっている。なお、輸入は事実上行われていない。また、5社は、甲製品事業の振興と共通の利益の増進を目的として、一般社団法人日本甲製品協会（以下「甲製品協会」という。）を設立している。

5社は、それぞれ、甲製品を直接ユーザーに販売している。甲製品の需要の大部分は買換えに伴うものであり、一般に、ユーザーは数年ごとに甲製品を買い換えている。甲製品について、メーカーごとの性能、使用方法等に大きな違いはないことから、ユーザーは買換えに際して異なるメーカーの甲製品を選択することが少なくなく、5社間でユーザーの争奪が活発に行われてきている。

使用済みとなった甲製品については、従来、メーカーがユーザーから無償で引き取り、整備等を行った上で中古品として販売することもあるが、多くは産業廃棄物処理業者に委託して廃棄していたほか、ユーザーが自ら廃棄していた。

ところが、数年前、法令により、使用済みの甲製品（整備等を行った上で中古品として販売されるものを除く。以下同じ。）について、製造販売したメーカーが回収し、再利用が可能な部品等を取り出し、洗浄・検査等を行って、甲製品の部品等としての再利用を可能とすること（以下「リサイクル」という。）が義務付けられ、所要の準備期間を置いて令和5年4月1日から施行されることとなった。リサイクルを義務付ける法令には、リサイクルに要する費用（以下「リサイクル費用」という。）について、メーカーは合理的な範囲でユーザーに負担を求めることができる旨定められている。

リサイクル費用は、回収した使用済みの甲製品から部品等を取り出して再利用が可能となるように処理すること（以下「処理」という。）に要する費用（処理施設を設置・運営する費用を含む。以下「処理費用」という。）と、回収した使用済みの甲製品の処理施設への運送及び再利用される部品等の処理施設から甲製品の製造・修理拠点への運送（以下、合わせて「運送」という。）に要する費用（以下「運送費用」という。）に大別される。また、部品等の再利用による製造費用の節減額はメーカーにより異なっているが、いずれのメーカーにおいても大きなものではない。

使用済みの甲製品のリサイクルが義務付けられるに際し、甲製品協会において専門家を交えて対応を検討した。その結果、各メーカーの甲製品はいずれも日本全国で販売されており、処理施設は運送費用との関係で全国に複数箇所設置する必要があるところ、どのメーカーも単独では効率的な規模の処理施設を設置・運営することはできないことが判明した。このため、甲製品協会は、次の内容の甲製品のリサイクルシステム（以下「本リサイクルシステム」という。）を構築し、実施することを決定し、会員5社に参加を求めた。なお、会員の本リサイクルシステムへの参加義務や会員以外の者（新規参入者を含む。）の利用等に関しては、何ら取り決められていない。

【本リサイクルシステム】

甲製品協会は全国2箇所に処理施設を設置・運営し、メーカーは同施設に使用済みの甲製品の処理を委託する。また、運送は各メーカーが行う。

甲製品協会は、令和5年4月1日から処理施設を運営することとし、処理を受託する対価として、使用済みの甲製品1台当たりの処理費用の実費額（以下「処理単価」という。メーカーごとに金額の違いは設けない。）を決定し、メーカーから徴収する。処理単価は、甲製品のユーザー向け販売価格の10パーセント程度になる。

メーカーは、令和5年4月1日以降、ユーザーから使用済みの甲製品を回収するに当たり、リサイクル費用として、処理単価の1.5倍相当額をユーザーから徴収する。

令和5年4月1日以降、5社は、いずれも本リサイクルシステムに参加しており、同システムは問題なく実施され、5社は、それぞれのユーザーから上記のリサイクル費用を徴収している。また、5社間では、ユーザーの争奪が引き続き活発に行われている。

[設問]

甲製品協会による本リサイクルシステムの構築・実施について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の問題点を分析して検討しなさい。

論文式試驗問題集 [知的財產法]

[知的財産法]

共に工作機械メーカーであるA社及びB社は、精密部品の加工用の工作機械に関する共同研究開発契約（以下「本件契約」という。）を締結し、いずれも研究開発部門に所属する、A社の従業員甲とB社の従業員乙が、勤務時間内に、A社及びB社の研究設備や施設を使用して共同研究開発した結果、従来よりも精密で複雑な部品加工が可能な新たな工作機械を発明した（以下「本件発明」という。）。本件発明の技術的思想の創作行為に対する甲及び乙の関与の程度は同等である。また、本件契約には、本件契約に基づき発明がなされた場合には、各社に特許を受ける権利が帰属するためには必要な措置をお互い講ずる旨の定めがあった。共同研究開発中、B社内では、乙の上司から、乙が行っている研究方針について反対の意向が示されていたが、乙は、これに従わずに研究を継続した結果、本件発明に至ったものである。

A社の職務発明規程には、従業員が発明をするに至った行為が職務に属する場合には、当該発明についての特許を受ける権利をA社が承継することができる旨の定めがあり、B社の職務発明規程には、従業員が発明をするに至った行為が職務に属する場合には、その発明が完成した時に、当該発明についての特許を受ける権利をB社が取得する旨の定めがあった。

以上の事実関係を前提として、以下の各設問に答えよ。ただし、設問1及び設問2にそれぞれ記載した追加的な事実関係は、別個独立したものである。

[設問1]

甲が、本件発明の完成後、A社に本件発明について報告したところ、A社は、本件発明の特許を受ける権利を甲から承継することとし、甲とA社は、特許を受ける権利の譲渡に必要な手続を行った。他方、乙は、乙の上司の反対を押し切って本件発明を完成させたことから、本件発明の特許を受ける権利は自己に帰属するものと考え、甲に対し、本件発明について一緒に特許出願をしようとした。しかし、甲は、A社との間で、特許を受ける権利の譲渡に必要な手続を済ませていたことから、乙からの誘いを断った。そのため、乙は、本件発明について、乙を発明者として特許出願を行い、その後、特許権の設定登録を受けた（以下、登録された権利を「乙特許権」という。）。

- (1) 工作機械メーカーであるC社は、本件発明の実施品である工作機械（以下「C社機械」という。）の製造及び販売を開始した。乙がC社に対し、乙特許権に基づき、C社機械の製造及び販売の差止めを請求した場合、この請求が認められるかについて論じなさい。
- (2) 乙による単独出願を知ったA社及びB社は、乙に対し、乙特許権の移転を請求することができるかについて論じなさい。

[設問2]

A社及びB社は、令和3年4月に本件発明について共同出願し、令和5年7月に特許権の設定登録を受けた（以下、登録された権利を「AB特許権」という。）。

D社は、工作機械メーカーであるが、令和元年秋頃から、日本国内の工場において、秘密裏に、新たな工作機械の研究開発を続け、本件発明の内容を知らずに、独自に、従来よりも精密で複雑な部品加工が可能な新たな工作機械を開発し、その製造図面を作成の上、令和3年1月には当該工作機械の試作品を製作した。この試作品は本件発明の技術的範囲に属するものであった。その後、D社は、同工作機械の量産化に向けた事業化を進め、同年8月から、工作機械（以下「D社機械」という。）の製造及び販売を開始した。D社機械は、本件発明の技術的範囲に属するものであった。また、D社機械は、前記試作品から仕様の一部が変更されていたが、その変更に係る部分は、従来よりも精密で複雑な部品加工を可能にするための技術的手段とは無関係であった。

- (1) A社が、A B特許権に基づき、D社に対し、D社機械の製造及び販売の差止めを請求した場合、その請求が認められるかについて論じなさい。
- (2) D社は、工作機械メーカーであるE社に対し、D社機械を販売し、E社はそれを取引先に販売している。A社が、A B特許権に基づき、E社に対し、D社機械の販売の差止めを請求した場合、その請求が認められるかについて論じなさい。
- (3) その後、D社は、E社に対し、D社機械と同一の工作機械（以下「E社機械」という。）の製造を許諾し、E社は、E社機械を自ら製造し、取引先に販売するようになった。A社が、A B特許権に基づき、E社に対し、E社機械の製造及び販売の差止めを請求した場合、その請求が認められるかについて論じなさい。

【参考】特許法施行規則（昭和35年3月8日通商産業省令第10号）

（特許権の移転の特例）

第40条の2 特許法第74条第1項の規定による特許権の移転の請求は、自己が有すると認める特許を受ける権利の持分に応じてするものとする。

論文式試験問題集 [労 働 法]

[労 働 法]

次の事例を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。なお、会社法（平成17年法律第86号）の適用について検討する必要はない。

【事例】

1 宿泊業を営むA社は、国内にとどまらず国外においても広く事業を展開している。A社は、国際的な人材を社内に育成するため、入社5年目までの若手社員を対象とし、英語力の強化や多様性に対する理解の養成、社外ネットワークの構築等を図ることを目的とした海外研修制度を設けていた。同制度においては、研修先となる大学・研究機関や専攻は、対象となった社員の選択に委ねられる一方で、海外研修中、職務に従事する場合と同額の基本給と賞与が支給され、これらとは別に、海外研修に係る費用（以下「海外研修費用」という。）は、A社が負担することとなっていた。

入社3年目のBは、前記の海外研修制度に自らの意思で応募し、選考を経て、C国所在の大学の大学院（国際関係学）への留学が決定した。留学に先立ち、A社は、Bに対し、海外研修中は学業に精励すること、学位取得後は直ちに帰国して職務に復帰すること、帰国後60か月以内に自己都合でA社を退職する場合は海外研修費用の全部又は一部を返還することを内容とする誓約書について、その内容を説明した上で署名して提出するよう求め、Bはその内容を理解してこれに署名し、A社に提出した。

A社は、Bの留学に係る海外研修費用として、渡航費、大学院の学費及び寮費をその都度負担した。留学中、Bは、2か月に1回程度、A社の全社員を対象とするオンライン研修（短いもので15分、長いもので3時間程度のもの）を受講することのほかには、A社の業務に従事することは求められず、学業に専念・精励することができた。Bは、国際関係学の学位を取得後、直ちに帰国して職務に復帰した。

ところが、Bは、帰国後6か月で自己都合によりA社を退職した。

2 Dは、クリーニングサービス業を営むE社（A社のグループ子会社）の社員であり、A社が経営するホテルでリネン類を回収し、クリーニング後のリネン類を同ホテルに配達する業務に従事していた。また、Fは、清掃業を営むG社（A社のグループ子会社であり、同社ほか数社から業務委託を受けてホテルやオフィスの清掃業務を行うもの。）の社員であり、A社が経営するホテルで客室内の清掃やベッドメイク、備品補充等の業務に従事していた。

Dは、リネン類の回収・配達の業務中にFと知り合い、同人に好意を持った。Dは、Fが喜ぶと思って同人に菓子やアクセサリーを贈り、同人がお礼を言って受け取ったことから、同人も自分に好意を持っていると思い込み、退勤するFに自宅近くまで追跡したり、休日にFの自宅近くを歩き回ったりした。さらに、Dは、配達するリネン類をホテル内の所定の場所ではなく備品室や客室に持ち込み、これを取りに来るFと二人きりになる状況を作るなどした。そのような状況でDに肩や腰を触られ、恐怖を感じたFは、G社に相談した。G社は、FがDと顔を合わせる機会はDがリネン類の回収・配達業務のためにホテルを訪れるごく短時間であり、その間にDと二人きりにならないよう注意すればよいだけであると考え、Fが主張する前記のDの行為について更に調査をしたり、Fの職務場所の変更を検討したりするなどはしなかった。Fは出勤をすればDと会うことを避けられないことから、恐怖と苦痛を感じてG社を退職した。

A社は、同社及びそのグループ会社によるコンプライアンス違反行為を予防し、又は現に生じたコンプライアンス違反行為に対処するため、コンプライアンス相談窓口を設置し、同社及びそのグループ会社の社員に同窓口の存在を周知するとともに、社員からの相談への対応を行っていた。G社の社員にも同社を通じて同窓口の存在が周知されていたが、前記のFの主張や同人の退

職に関し、G社が同人にA社の相談窓口への相談を勧めることはなかった。Fは、退職から約1年経過後、同窓口に電話をかけ、E社の社員の行為により退職を余儀なくされたG社の社員がいることを伝え、事実関係を調査し、当該E社の社員を厳正に処分するよう求めた。これを受け、A社は、E社及びG社に事実関係を確認したが、両社とも問題となる事実はないと回答したので、それ以上の対応をしなかった。

[設問1]

【事例】の1を前提として、A社は、Bに対して、A社が負担した海外研修費用の返還を請求することができるか。考えられる論点を挙げて検討し、あなたの見解を述べなさい。

[設問2]

【事例】の2を前提として、DのFに対する不法行為責任が生じる場合に、FはA社及びG社に対して何らかの責任を追及できるか。考えられる論点を挙げて検討し、あなたの見解を述べなさい。

論文式試驗問題集 [環 境 法]

[環 境 法]

A社は、長年、B県内にCが所有する甲土地を賃借し、同土地上にカドミウムを含有する排水を排出する（土壤汚染対策法上の）有害物質使用特定施設を伴う乙工場を保有し、これを稼働させていたが、事業の見直しに伴い、乙工場の使用を廃止して解体・撤去した。Dは、甲土地付近の丙土地を所有し、そこに居住し、庭に設置されていた井戸の揚水機によってくみ上げた井戸水を生活用水として利用していた。

なお、以下の問い合わせにおいて、水質汚濁防止法に基づく義務や措置は検討しなくてよい。

[設問 1]

- (1) 問題文の事例において、A社は、いかなる義務を負うか、根拠条文を挙げつつ説明しなさい。
- (2) 問題文の事例において、B県知事は、A社以外に誰に対して、いかなる措置を採ることができるか、根拠条文を挙げつつ説明しなさい。
- (3) (2)の場合において、B県知事からの措置を受けたA社以外の者は、これに対してどのような訴訟を提起することができるか、説明しなさい。

[設問 2]

問題文の事例において、【設問 1】でA社が義務を履行した結果、甲土地の広範囲において汚染状態に関する環境省令で定める基準を超えるカドミウムが検出され、その汚染により、人の健康に係る被害が生じるおそれがあるものとして政令が定める基準に該当することが確認された。

- (1) B県知事は、甲土地について、いかなる措置を採ることができるか、根拠条文を挙げつつ説明しなさい。
- (2) (1)の措置が採られた後、B県知事は、A社又はCに対して、いかなる場合に、いかなる措置を採ることができるか、根拠条文を挙げつつ説明しなさい。なお、(1)の措置が採られた後、CとA社は、甲土地の賃貸借契約を解除し、A社は、甲土地をCに返還しているものとする。
- (3) (2)の場合において、B県知事の措置を受けてA社又はCが講じた実施措置が不十分な場合、B県知事は、A社又はCに対して、いかなる措置を採ることができるか、根拠条文を挙げつつ説明しなさい。

[設問 3]

問題文の事例において、Dは、甲土地にカドミウム汚染があり、その影響が丙土地にも及ぶ可能性があることを、新聞報道により知ったとする。この場合において、Dは、A社に対して、どのような法的請求をすることが考えられるか、法的根拠と要件に言及しつつ、簡潔に説明しなさい（損害賠償請求は考えなくてよい。）。

【資料】

○ 土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）（抜粋）

（特定有害物質）

第1条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物（以下略）

論文式試験問題集 [国際関係法（公法系）]

[国際関係法（公法系）]

【事例】

A国では、B国からの分離・独立を主張するB国内の少数民族団体 α の指導により、在A国のB国大使館前で連日デモ運動が行われ、その動きは日増しに激化していた。事態を憂慮したB国による警備強化の要請にもかかわらず、A国の対応は鈍く、A国の警察をB国大使館付近に配置して警備に当たらせるなどの方策を講じることは一切なかった。そのような中、 α のメンバーがデモに乗じてB国大使館敷地内に火炎瓶を投げ込み、同大使館の建物に火災が発生した。

近隣住民の通報によりA国の消防隊が出動してB国大使館に到着したところ、B国大使館員は全員、既に同大使館の敷地外に避難していたほか、B国大使もC国に出張して不在であり、A国からB国大使に連絡を取ることはできなかった。その間にも火災はB国大使館の建物全体に広がり、同大使館の敷地周辺に所在する建物への延焼のおそれが生じたため、A国の消防隊は、B国から同国大使館の敷地内への立入許可を得ることなく、敷地内で消火活動を開始した。B国大使館の建物は全焼したが、早期の消火活動の結果、周辺建物への延焼は免れた。

A国の消防隊が消火活動を行う過程で、B国大使館内にC国国民Xが監禁されているのが発見された。Xは消防隊員により救助され、B国大使館付近の病院に搬送された。また、A国の消防隊は、A国外務省を通じて、Xを救助した旨を在A国のC国大使館に通報した。その後、病院でC国領事がXと面会し事情を尋ねたところ、Xは、A国滞在中に、B国大使館員により強制的にB国大使館に連行され監禁されたことが判明した。

在A国のB国大使は、A国の消防隊の消火活動が終了した後にA国に再入国し、この間のB国大使館をめぐるA国の行為について、外交関係に関するウィーン条約（以下「外交関係条約」という。）の違反を理由にA国に対して抗議した。また、B国は、Xに関し、Xによる α への活動支援がB国国内法違反に当たる疑いがあるため、同人をB国大使館に連行して同大使館内に留置したのであり、後日B国へ移送する予定であったと主張して、A国に対しXの身柄の引渡しを求めた。これに対して、A国は、B国によるXの身柄の引渡請求には応じなかった。

Xは、退院後、在A国のC国大使館に身を寄せた。そして、C国は、Xの身体の自由が侵害されたことなどを理由にB国に対して外交的保護権行使して損害賠償請求を行った。他方、A国は、B国との間に、外交関係条約を含む国際法の解釈又は適用に関する紛争が存在することをB国に通告したが、2か月経過してもB国からは仲裁裁判所への付託を含むいかなる回答も受領しなかったことから、当該紛争を国際司法裁判所（以下「I C J」という。）に付託することにした。

A国、B国及びC国はいずれも国連の原加盟国であるとともに、外交関係条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書（以下「選択議定書」という。）の締約国であり、外交関係条約にもその選択議定書にも留保は付していない。また、これら3国は、I C J規程第36条第2項に基づく宣言を留保なしに行っている。なお、A国とB国の中には犯罪人引渡しに関する条約は存在しない。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

〔設問〕

1. A国は、外交関係条約上、いかなる義務の違反に問われ得るかについて論じなさい。
2. B国大使館によるXの身柄の拘束について、A国がB国のいかなる国際法違反を問うことが可能かについて論じなさい。
3. A国が前記設問2においてB国国際法義務違反の追及が可能である場合、B国をI C Jに一方的に訴えるために可能な裁判管轄権の基礎を全て論じなさい。
4. C国がB国に対して外交的保護権行使するための要件を述べ、この事例においてその要件が満たされるかどうかについて論じなさい。

【参考資料】 選択議定書（抜粋）

この議定書及び1961年3月2日から同年4月14日までウィーンで開催された国際連合の会議において採択された外交関係に関するウィーン条約（以下「条約」という。）の当事国は、

条約の解釈又は適用から生ずるあらゆる紛争を、自国に関するものである限り、他の解決方法が当事国により合理的な期間内に合意される場合を除くほか、国際司法裁判所の義務的管轄に付託する希望を有することを表明して、

次のとおり協定した。

第1条

条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、国際司法裁判所の義務的管轄の範囲内に属するものとし、したがつて、これらの紛争は、この議定書の当事国である紛争のいずれかの当事国が行なう請求により、国際司法裁判所に付託することができる。

第2条

両当事国は、一方の当事国が、他方の当事国に対し、紛争が存在する旨の見解を通告した後2箇月の期間内に、その紛争を国際司法裁判所にではなく仲裁裁判所に付託することにつき合意することができる。前記の期間が経過した後は、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第3条

- 1 両当事国は、第2条に規定する2箇月の期間内においては、国際司法裁判所に付託する前に調停手続を執ることにつき、合意することができる。
- 2 調停委員会は、その構成の後5箇月以内に勧告を行なわなければならない。勧告が行なわれた後2箇月以内に紛争の当事国がその勧告を受諾しない場合には、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

論文式試験問題集 [国際関係法（私法系）]

[国際関係法（私法系）]

Aは、いずれも日本在住の甲国人である両親の間の子として日本で生まれ、ずっと日本で暮らしてきた。大学生になったAは、夏季休暇を利用して、一人で甲国内を1か月間旅行する計画を立て、初めて甲国を訪れた。Aは、かつて両親から聞いた断片的な情報に基づき、甲国は夏でも比較的過ごしやすい気候であると思い込んでいたが、実際に甲国に渡航して滞在してみると、連日、想定していなかった厳しい暑さに見舞われたため、この暑さへの応急対策として、甲国の家電小売店Pで手持ち式小型扇風機 α （以下「 α 」という。）を購入した。 α は、国際規格に準拠した方式のケーブル・充電器により充電するタイプの内蔵バッテリーを動力源としており、Aがスマートフォン用に日本から持参していた携帯充電器によっても充電することができる上、大出力の駆動モーターによる強力な送風機能を備えているなど、利便性や使い心地の面で、Aにとって満足のいくものであった。そこで、Aは、甲国滞在を終えて日本へ帰国するに際し、 α を引き続き利用することとして日本へ持ち帰った。

Aは、帰国後間もなく、全国的に最高気温の観測記録が更新されるほどの猛暑の昼下がり、 α を使用しながら、京都の観光地区に近接する大学の図書館に向かって歩いていたが、観光客で混み合う道に差し掛かったところで、突然、 α が動作を停止してしまった。不審に思ったAが立ち止まって α の状態を確認すると、本体内部から白煙が上がっていたため、思わず α を放り投げたところ、その直後、 α は、路上に落下する前に空中で破裂した（以下、この α が破裂した事故を「本件事故」という。）。

本件事故によって周囲に飛散した α の破片の一部は、たまたま近くを歩いていた東京からの観光客Bの右目の付近に当たり、Bは、この負傷により右目の視力を失った。

甲国の隣国である乙国の法人で、 α を製造したQ社は、日本を含む数か国で本件事故と同様の破裂事故が発生していることを把握し、一連の事故の原因を究明するために内部調査を実施した。その結果、一連の事故が発生した α に使用されている内蔵バッテリーは全て、複数のサプライヤーの一つである日本法人R社東京工場製のバッテリー β （以下「 β 」という。）であり、極度に高温多湿となる条件下で β を使用した場合に、まれに膨張・破裂するとの実験結果を得た。

なお、Q社は、営業所、工場等の拠点や財産を全て乙国内に置き、他国では営業活動も行っておらず、 α についても、その設計・製造から販売までを全て乙国内でのみ行っている。もっとも、甲国や日本などの他の国や企業が、乙国内で販売されている α を仕入れて、自国の消費者向けに販売することは広く行われている。Q社も、そのような他国での販売が α の売上げに大きく貢献していることを認識して、 α の全ての製品には、甲国語や日本語を含む多言語で並列的に記述した取扱説明書を一律に同梱して販売している。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えなさい。

[設問1]

α の製造者がQ社であることを認識したBは、Q社を被告として、製造物責任法第3条に基づき、本件事故によって被った損害の賠償を求める訴え（以下「本件訴え」という。）を東京地方裁判所に提起した。

[小問1]

本件訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるかどうかについて論じなさい。

[小問2]

本件訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められるものとする。この場合において、BのQに対する損害賠償請求について、いずれの国の法によって判断されるべきかを論じなさい。

さい。

[設問2]

本件事故を含む一連の α の破裂事故の原因が β にある可能性が高いと考えたQ社は、R社に調査を求めたところ、 β の特定の製造ロットの製造過程において、膨張・破裂の原因となる微小な金属異物が混入していたことが判明した。そこで、Q社は、損害賠償金の支払や α の回収費用の支出により生じた多額の損失について、R社に対し、応分の負担を求めたが、Q社とR社との間で、負担割合をめぐる交渉は決裂した。

Q社とR社との間の取引は、R社がQ社に対して毎年一定数量の β を供給する旨の契約（以下「本件契約」という。）に基づくものであった。本件契約は、2018年1月、それぞれの本社スタッフによる交渉の結果として締結されたものであり、本件契約には、「この契約は、日本法により解釈され規律される。」との条項があった。

Q社は、R社に対し、本件契約上の債務の不履行に基づき、損害の賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。このQ社の請求について、裁判所は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（以下「ウィーン売買条約」という。）を適用して判断する内容の本案判決を言い渡したが、乙国はウィーン売買条約の締約国ではなかった。

上記判決において、裁判所が、Q社の請求についてウィーン売買条約を適用して判断したのはなぜか。理由を説明しなさい。